別表第一（第十六条及び第十七条関係）

規定	事項	書類
法第十五条	道路運送法第四条第一項の許可（一般乗合旅客自動車運送事業に係るものに限る。）に係る部分	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
	道路運送法第十五条第一項（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
（略）	（略）	（略）

別表第一（第十六条及び第十七条関係）

規定	事項	書類
法第十五条	道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

○環境省令第十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

環境大臣　西村　明宏

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第六条）	第一節　大臣官房（第一条―第六条）
第二節　地球環境局（第七条―第十条）	第二節　地球環境局（第七条―第十条）